

第2号議案 「役員報酬等及び費用に関する規程」制定の件

【制定理由】

職務執行の対価として、その責任に応じるため。

役員報酬等及び費用に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、定款第31条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

（3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 当協会は、理事及び監事の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定及び支給方法）

第4条 報酬等の額は、会長は月額8万円の範囲内とし、その具体的な報酬金額は、理事会の承認を得て定めるものとする。その他の理事については無報酬とする。

2 会員である監事については無報酬とする。

3 前2項の報酬の支給方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法とする。

（費用）

第5条 役員等が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員の旅費については、別に定める役員等旅費規程による。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

（補足）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月26日からこれを適用する。